

要綱様式 第 6 号

年 月 日

宇部市水道事業管理者
水道局長

様

給水装置番号 栓 号
給水装置所有者
住所
氏名 ⑩
指定給水装置工事事業者
所在地
事業所名 ⑩
主任技術者 ⑩

誓 約 書

【 受水槽以下の維持管理について 】

下記事項について、遵守することを誓約します。

記

1 設備管理責任者及び保守管理者

- (1) 受水槽以下の装置の維持管理については、設備管理責任者を選定し適切な管理を行います。
- (2) 設備管理責任者は、受水槽以下の装置が水道法第4条に定める水質基準に適合する水を供給できる装置となるよう、衛生的な管理を行います。
- (3) 受水槽以下の装置に異常があった場合の修理ができる保守管理者をあらかじめ定めておき、事故が発生したときは、速やかに処理できる体制を作っておきます。

2 貯水槽の管理

- (1) 貯水槽の清掃を毎年1回以上行います。
- (2) 貯水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するための必要な処置を講じます。
- (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、その確認に必要な水質検査を行います。
- (4) 供給する水が、人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知します。

3 識別表示

- (1) 貯水槽等には、「飲用水」であることを明示し、各戸メーターを設置した場合、貯水槽の排水バルブ等には、「使用禁止」の表示をします。
- (2) ポンプ室内等に、警報装置等の操作方法、応急処置、設備管理責任者及び保守管理者等の連絡場所その他必要事項を記入したプレートを作成し表示します。